

条例の提案に対する意見の申出について(報告)

令和8年2月定例県議会に提案される福岡県文化芸術振興基金条例について、別紙1のとおり福岡県知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和42年福岡県教育委員会規則第6号)第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

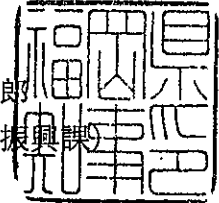
令和8年2月25日

教 育 長

7文第2230号
令和8年2月9日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(人づくり・県民生活部文化振興課)



福岡県文化芸術振興基金条例の意見聴取について（協議）

福岡県文化芸術振興基金条例の制定について、令和8年2月定例県議会に別紙のとおり提出します。

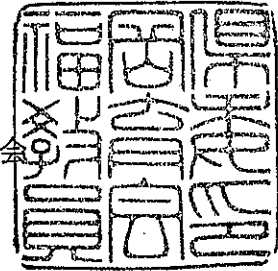
については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を聴取します。

なお、意見聴取の結果については、令和8年2月12日（金）までに回答いただきますよう、お願いします。

7 教 社 第 1456 号
令 和 8 年 2 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について(回答)

(対2月9日7文第2230号)

令和8年2月定例県議会に提案予定の「福岡県文化芸術振興基金条例」について、貴職からの意見を求められたことについては同意します。

福岡県文化芸術振興基金条例の制定について

1 制定の理由

文化芸術の振興に関する施策に要する費用に充てるため、福岡県文化芸術振興基金を設置するもの。

2 条例の概要

中長期的な文化芸術振興施策を可能とする財源の確保及び寄附等外部資金の受け皿としての活用等を目的とした基金を設置し、その設置に関し必要な事項を条例で定めるもの。

(1) 基金の積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(2) 基金の処分

以下の事業に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- ① 文化芸術の振興のため寄附を受けて行う事業
- ② 美術品の取得に係る事業
- ③ その他設置の目的を達成するための事業

(3) 福岡県立美術館美術品取得基金に属する現金は、基金に属するものとする。

3 施行期日

令和8年4月1日

第三一号議案

福岡県文化芸術振興基金条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和八年二月二十日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

文化芸術の振興に関する施策に要する費用に充てるため、福岡県文化芸術振興基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県文化芸術振興基金条例

(設置)

第一条 文化芸術の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

一 文化芸術の振興のため、地域再生法（平成十七年法律第二十四

号)第十三条の三に規定する寄附を受けて行う事業

二 美術品の取得に係る事業

三 前二号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するための事業

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(福岡県立美術館美術品取得基金条例の廃止)

2 福岡県立美術館美術品取得基金条例(平成二年福岡県条例第十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際廃止前の福岡県立美術館美術品取得基金条例に基づく基金に属する現金は、この条例に基づく基金に属するものとする。